

令和 7 年度第 20 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 8 年 1 月 20 日

担当部・課：保健福祉部子育て支援課〔内線 2512〕

① 件名

物価高対応子育て応援手当支給事業の実施について

② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】

物価高の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、我が国のことどもたちの健やかな成長を応援する観点から、国は、令和 7 年 1 月に閣議決定した「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～（以下「経済対策」という。）において、0 歳から高校 3 年生までのこども達に 1 人当たり 2 万円を支給する物価高対応子育て応援手当を創設した。

その後、令和 7 年 12 月に令和 7 年度補正予算が成立し、こども家庭庁から全ての自治体に対し、物価高対応子育て応援手当の支給に関する通知が発出された。

【目的】

物価高の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、物価高対応子育て応援手当を支給するもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

(国) 物価高対応子育て応援手当支給要領

【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】

④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

令和 7 年 1 月 経済対策が閣議決定

12 月 第 219 回臨時国会において令和 7 年度補正予算成立
物価高対応子育て応援手当の支給について（こども家庭庁成育局長通知）

令和 8 年 1 月 令和 7 年度補正予算裁定

⑤ 主な内容

子育て世帯等への支援として、物価高対応子育て応援手当を支給する。

1 支給対象者

平成 19 年 4 月 2 日から令和 8 年 4 月 1 日までに生まれた児童を養育している者

2 申請方法及び支給時期

	対象者	申請の要否	支給時期
①	平成 19 年 4 月 2 日以降から基準日（令和 7 年 9 月 30 日）までに生まれた児童を養育している者 ※令和 7 年 10 月支給（9 月分）の児童手当の支給を受けている者及び令和 7 年 9 月に生まれた児童を養育している者	公務員以外 申請不要	令和 8 年 2 月下旬
②	基準日（令和 7 年 9 月 30 日）の翌日から令和 8 年 4 月 1 日までに生まれた児童を養育している者 ※国の支給要件は令和 8 年 3 月 31 日までに出生した児童となっているが、教育機関等で同学年となる 4 月 1 日生まれの児童についても対象とする（本市独自支援）。	公務員 所属官公庁からの証明書を添付の上、居住市町村に申請が必要	令和 8 年 3 月から順次支給
③		申請必要	令和 8 年 3 月から順次支給

3 支給見込世帯数 10, 476世帯 (児童16, 500人)

[内訳] ①児童手当受給 14, 503人

②公務員 1, 728人

③出生児童 269人

4 給付金額 児童1人当たり一律2万円

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

物価高の影響を受けている子育て世帯等への生活支援を図ることができる。

【市財政への負担】

令和7年度予算額 341, 000千円

(内訳) 事業費(扶助費) 330, 000千円

事務費(通信費、システム改修費等) 11, 000千円

(財源) 物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金(国10/10) 330, 000千円

物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金(国10/10) 11, 000千円

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

全国市区町村において実施(同一の支給要件及び支給額)。

新生児のうち令和8年4月1日生まれの児童分は自治体により異なる。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和8年1月 市議会第1回臨時会に関係補正予算案について提案

石巻市物価高対応子育て応援手当支給事業実施要綱の制定

(施行予定年月日: 令和8年1月28日)

市ホームページ等により周知

⑨ その他